

粗大ごみ処理手数料の見直しについて 答申(素案)

平成30年10月

白井市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
1. 粗大ごみ処理手数料の見直しの背景と必要性	
(1) 白井市におけるごみ処理の状況	2
2. 粗大ごみ処理手数料	
(1) 粗大ごみ減量的手段としての見直しの必要性	3
(2) 手数料の見直し	4
3. 付帯意見	
【資料】	
資料1：委員名簿	6
資料2：審議会の審議経過	7

はじめに

家庭から排出される粗大ごみは、日常生活の中で排出される燃やすごみなどと異なり、特別な理由により臨時的に排出されるごみであり、排出の量や頻度ともに排出者間で差があることから、収集・運搬、処分に要する経費について排出者に求めることで、負担の公平性やごみの減量化・資源化を進めることを目的に、平成19年4月から有料化を導入している。

しかし、粗大ごみ処理手数料は、市民の新たな負担となることから、受益者負担率を100%から3分の2に軽減し、状況の変化に対応し、手数料は適宜見直すこととされた。

平成25年度の消費税率の改定に伴い、処理手数料の見直しを検討したが、白井市のごみ処理は、印西市、栄町で構成する印西地区環境整備事業組合で共同処理しており、構成市町及び組合において、ごみの収集から処理、資源化まで一括して共同処理を組合で行う「資源・清掃事業の一元化」を検討していたことから、手数料の見直しを見送っている。

平成15年9月に策定した「使用料・手数料の考え方」が、市全体の使用料・手数料の適正化を図るため平成28年3月に改訂され、受益と負担の原則に基づき、行政サービスに対する料金の算定方法、改定に当たっての方針が示された。この中で受益者負担率が100%であった手数料に加え使用料についても受益者負担率が50%から100%に見直しされた。

このような状況のもと、粗大ごみ処理について、有料化の導入から10年が経過したことや、ごみ処理原価の上昇により、実際にかかっている処理費と、排出者から徴収している粗大ごみ処理手数料の差が拡大し、不足分を粗大ごみを排出しない市民を含めた納税者全体で負担している状況となっている。

このため、公平性の観点から、粗大ごみ処理手数料の見直しについて、平成29年3月1日市長から意見を求める諮問がなされた。

当審議会では、審議に当って、「使用料・手数料の考え方」の方針に基づき市の財政状況や印西地区環境整備事業組合の状況、県内や近隣市町の状況も踏まえ、5回の審議を行い、粗大ごみ処理手数料の見直しについて議論を重ねてきた。

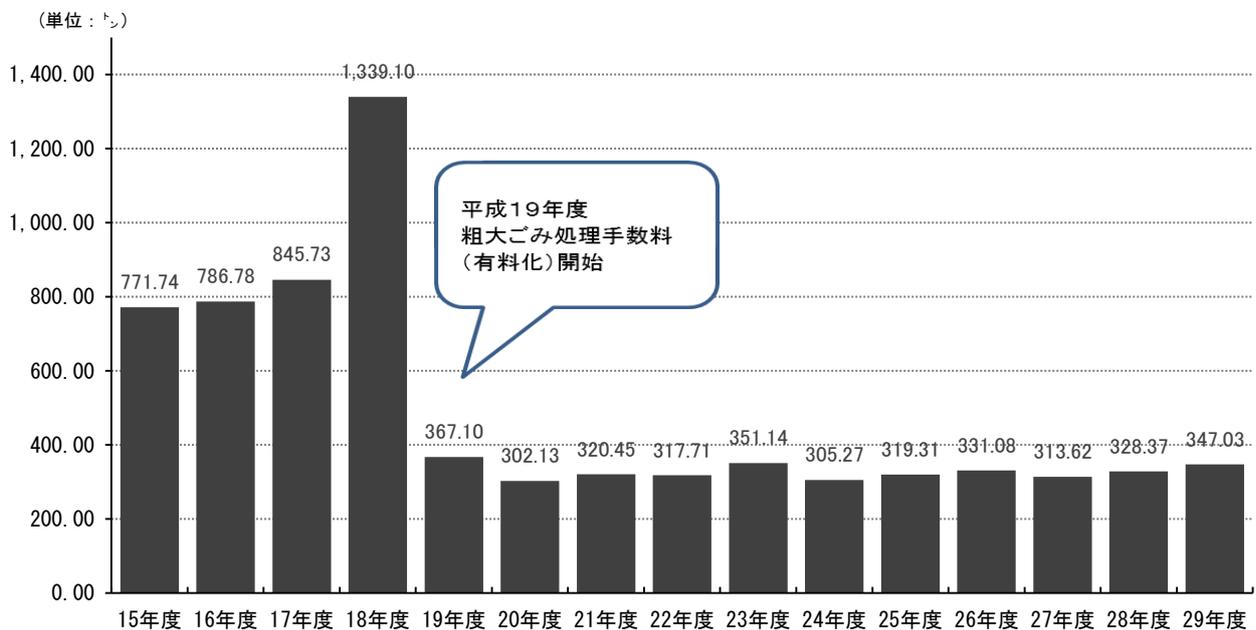
その結果、審議会としては、さらなるごみの減量化・資源化の推進、受益者負担の公平性の観点から、「粗大ごみ処理手数料の見直し」は必要であるとの認識に至り、以下のとおり答申を取りまとめた。

1. 粗大ごみ手数料の見直しの背景と必要性

(1) 粗大ごみ処理の状況

白井市の家庭から排出される粗大ごみの量は、平成17年度以前800t程度で推移し、平成19年度の有料化導入に伴い、平成18年度は駆け込み搬入により1,300t程度と急増したものの、有料化後の平成19年度以降は300t程度で推移している。しかし、平成27年度からは、増加傾向を示しており、粗大ごみの減量化とリサイクルを推進させるために、さらなる取り組みが必要となっている。

印西クリーンセンターへの粗大ごみ搬入量の推移



(2) 処理施設の状況

白井市内から排出される粗大ごみは、印西地区環境整備事業組合の印西クリーンセンターで処理しているが、昭和61年の稼動から30年が経過し、老朽化が進んでいる状況にある。焼却施設は、印西市吉田地区を建設予定地として新クリーンセンターの整備を進めているが、稼動まで期間を要することから延命化を図るため、基幹的設備改良工事を実施し、稼動期間を約10年間延長している。

このため、できるだけ粗大ごみの減量化とリサイクルを推進し、新クリーンセンターの完成まで現施設の負担を軽減していくことが必要である。

2. 粗大ごみ処理手数料

(1) 粗大ごみ減量の手段としての見直しの必要性

粗大ごみの減量化とリサイクルを推進させるためには、市民一人ひとりの意識の向上が不可欠である。

粗大ごみは、日常生活の中で排出される生ごみなどと異なり、特別な理由により臨時的に排出されるものであり、排出の量や頻度とも排出者間で差があることから、排出していない者にとって不公平感が生じる。

このため、収集、運搬、処分に要する経費を受益者に求めることで、負担の公平性を図る必要がある。

すでに粗大ごみの有料化は、千葉県54団体（平成28年）のうち52団体に導入済である。

白井市においては、平成19年4月に粗大ごみの有料化を導入しているが、前段にて述べたように、平成27年度からは粗大ごみ排出量は増加傾向にある。

粗大ごみ処理費の見直しによる効果はさまざまな側面があるが、主なものとして次のような効果が期待できる。

① 粗大ごみの更なる排出抑制

粗大ごみの受益者負担は、負担の公平性からも必要であり、ひいては、市民にごみとして廃棄する前に物の大事さ、大切さを再考するきっかけとなり、リユース（再使用）やリサイクル（再生利用）を促すことになり、まだ使えるものについては有効利用への意識転換を促進することで、安易な排出を抑制し、ごみのさらなる減量化が期待できる。

② 粗大ごみ処理費の更なる削減

印西地区環境整備事業組合の負担金はごみ量によって決められており、粗大ごみの更なる排出抑制を図ることによって、減量化が成されると、粗大ごみ処理費の更なる削減に繋がる。

以上の理由から「使用料・手数料の考え方」に基づいて、粗大ごみ処理手数料の見直しをすることが必要である。

(2) 手数料の見直し

① 手数料の金額

手数料は、下表のとおりとする。

使用料手数料の考え方に基づいた改定手数料と現行手数料の比較

現行手数料		改定手数料		差額	
収集	直接搬入	収集	直接搬入	収集	直接搬入
350	150	520	220	170	70
700	300	1,040	440	340	140
1,050	450	1,560	660	510	210
1,400	600	2,080	880	680	280
1,750	750	2,600	1,100	850	350

② 原価の計算方法

・ 収集の場合

原価は、「使用料・手数料の考え方」に基づき、人件費、物件費、減価償却費、その他の経費の合計を年間コストとして算出しており、受益者負担率100%で算出し、手数料の改定率は50%を超えないものとした。

なお、今回の原価積算に当たり、新たに粗大ごみ処理券を印刷する経費を物件費に計上した。

・ 直接搬入の場合

印西クリーンセンターに直接持ち込む家庭系の粗大ごみについては、印西地区環境整備事業組合負担金の粗大ごみ処理費相当分を基に算出した。

③ 見直しの周期

「使用料・手数料の考え方」に基づき、状況の変化に対応し、手数料は原則3年ごとに適宜見直しをする。

3. 付帯意見

今回、白井市廃棄物減量等推進審議会に諮問のあった、「粗大ごみ処理手数料の見直し」を検討する中で、併せて取組むべき施策についての意見が出されており、下記のとおり意見を付帯します。

(1) 粗大ごみ処理手数料の一元化

印西地区環境整備事業組合を構成する3市町でごみ処理手数料が異なっているが、同一であるべきであり、今後手数料の一元化に向けた協議を望みます。

(2) ごみの削減等の検討

現在検討が進められているクリーンセンターの建替えもごみ量で負担が変わってくるため、手数料の改定だけでなくごみの減量等も併せて検討すべきである。

(3) ごみ処理費用に関するていねいでわかりやすい説明

ごみ処理には排出者から徴収している手数料の他に、多額の税金が投入されていることを知らない方が多いため、市民にわかりやすくていねいな説明を行うことが必要である。

(4) 市民への十分な周知

納税者として受益者負担100%は十分理解できるが、十分納得できる説明が必要で、広報やホームページ以外にもSNSなどいろいろな媒体を通じて周知する必要がある。

白井市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区分	氏名	団体名
学識経験者	寺 田 義 久	(財) 日本土壌協会
	鈴 木 隆	柏市一般廃棄物処理協同組合
事業者	藤 本 秀 樹	白井工業団地協議会
	藤 田 均	白井市商工会
団体	市 川 温 子	白井市環境審議会
	生田目 千鶴子	白井環境ネットワークの会
	大 野 彰	白井市自治連合会
	高 橋 祐 之	白井市資源回収団体連絡協議会
市民委員	菅 原 明 佳	一般公募
	照 沼 京 子	一般公募
	大 野 和 子	一般公募
	川 邊 俊	一般公募

審議会の審議経過

	開催日及び会場	審議の概要
第 1 回	平成 29 年 10 月 20 日 白井市保健福祉センター 2 階研修室 1	報告 白井市のごみの現状について (平成 28 年度) 議題 ①家庭へ向けた減量化・資源化に関する普及啓発の徹底について ②粗大ごみ処理手数料見直しのスケジュールについて
第 2 回	平成 30 年 3 月 1 日 白井市保健福祉センター 3 階団体活動室 1. 2	議題 ①粗大ごみ処理手数料の見直しについて (諮問)
第 3 回	平成 30 年 5 月 29 日 白井市役所東庁舎 1 階 101 会議室	報告 白井市のごみの現状について (平成 29 年度) 議題 ①粗大ごみ処理手数料の見直しについて ・手数料料金単価 ・粗大ごみ有料化の状況 ・近隣市の粗大ごみ処理手数料
第 4 回	平成 30 年 7 月 25 日 白井市役所東庁舎 1 階 101 会議室	議題 ①粗大ごみ処理手数料の見直しについて ・手数料、使用料の考え方 ・手数料料金単価 ・改定手数料と現行手数料の比較
第 5 回	平成 30 年 10 月 1 日 白井市役所東庁舎 1 階 101 会議室	議題 ①答申 (案) について